

## 6-2 札幌らしい川づくりに向けた行政の連携

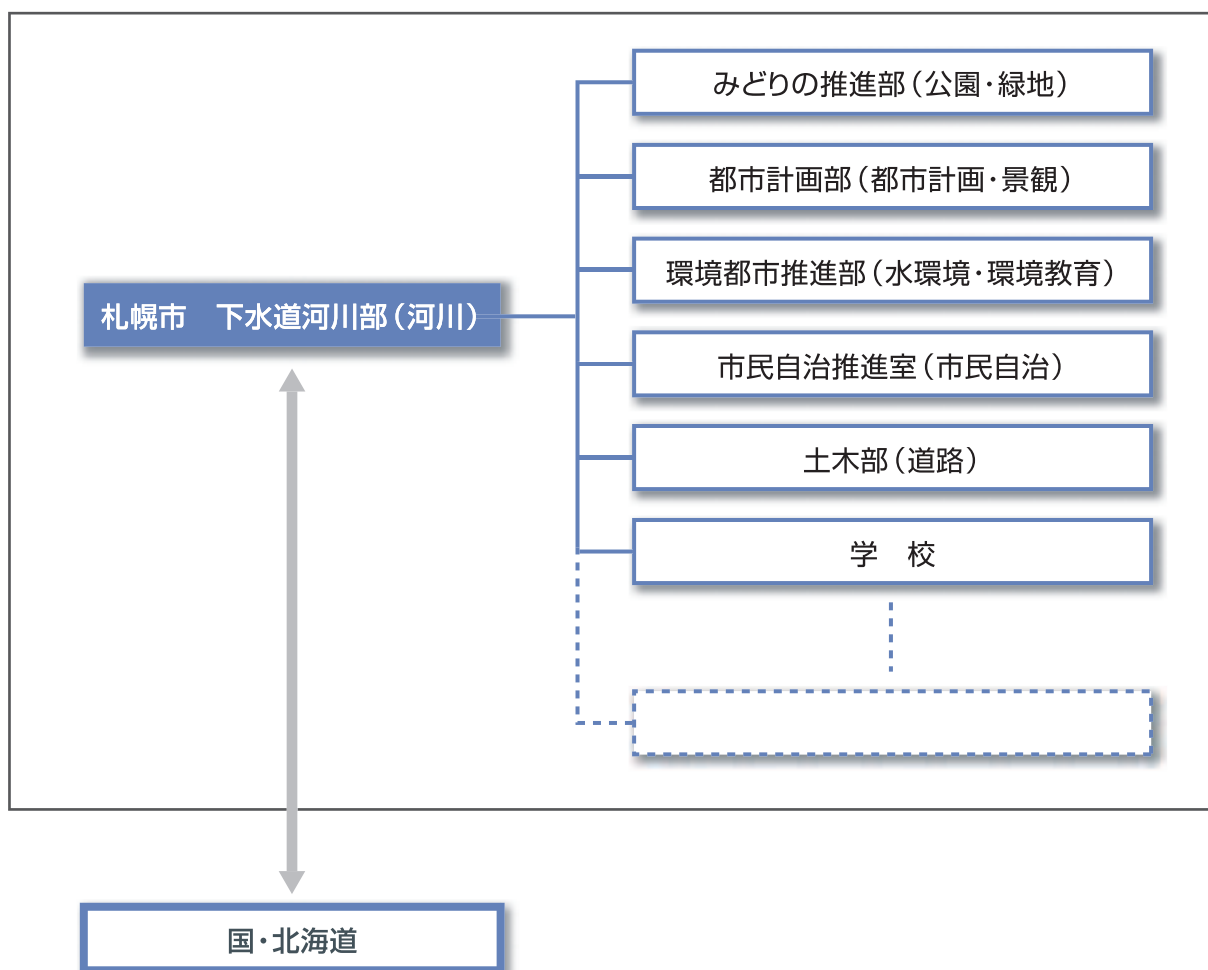
### (1) 行政の連携の必要性

札幌市河川環境指針に基づき川づくりを進めるためには、様々な行政機関と連携を図ることが必要です。

川を軸としたまちづくりを進めるためには、道路事業や公園・緑化事業など、また、川での環境教育の実施や市民活動の支援のためには、環境事業などと大きく関わることから、札幌市の関係部局と連携を強めます。

また、札幌市の川の環境をつくり、育てるためには、札幌市だけでなく、国や北海道との連携も必要です。さまざまな機会を通じて、この指針の趣旨が反映されるように協力を求めていきます。

#### ■行政内の連携



## (2) 連携により検討すべき事項

より良い河川環境を形成するためには、河川事業単独では限界があり、関係部局との連携が不可欠です。特に下記に示すような事項を検討する際には、今後、関係部局と協議を行っていく必要があります。

### 連携により検討すべき事項

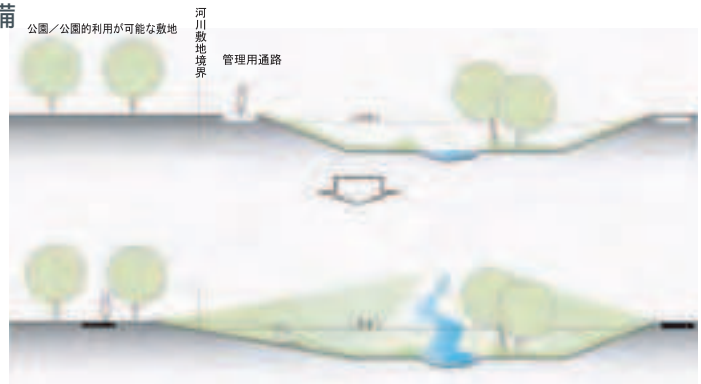
- ①公園や道路と一体となった河川整備
- ②視点場の整備
- ③環境教育の推進
- ④水とみどりの風景づくりの連携
- ⑤景観ルールなどによる川の風景づくり

### ①公園や道路と一体となった河川環境整備

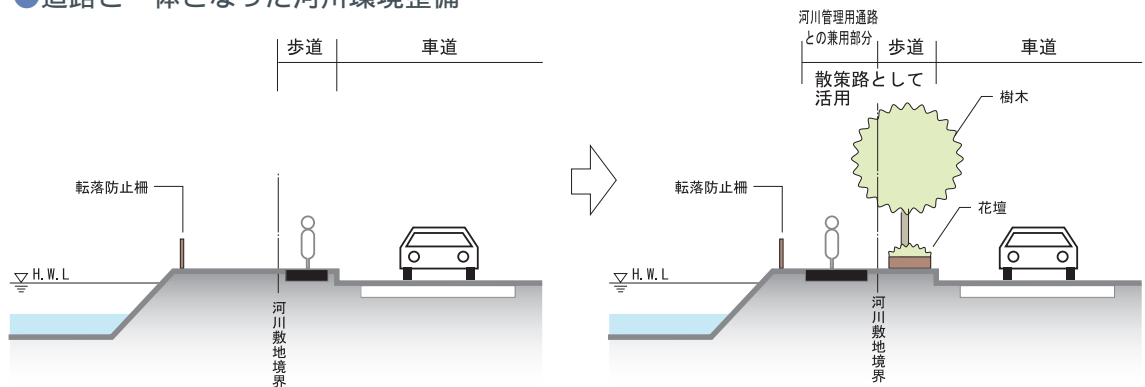
河川が公園や道路と接する場合には、関係部局と連携して一体となった整備を目指します。

#### ●公園と一体となった河川環境整備

公園管理者と連携して緩傾斜の河岸など公園と一体となった河川環境整備を目指し検討します。



#### ●道路と一体となった河川環境整備



道路管理者と連携して散策路を設けたり、景観に配慮した道路構造物など道路と一体となった河川環境整備を目指し検討します。

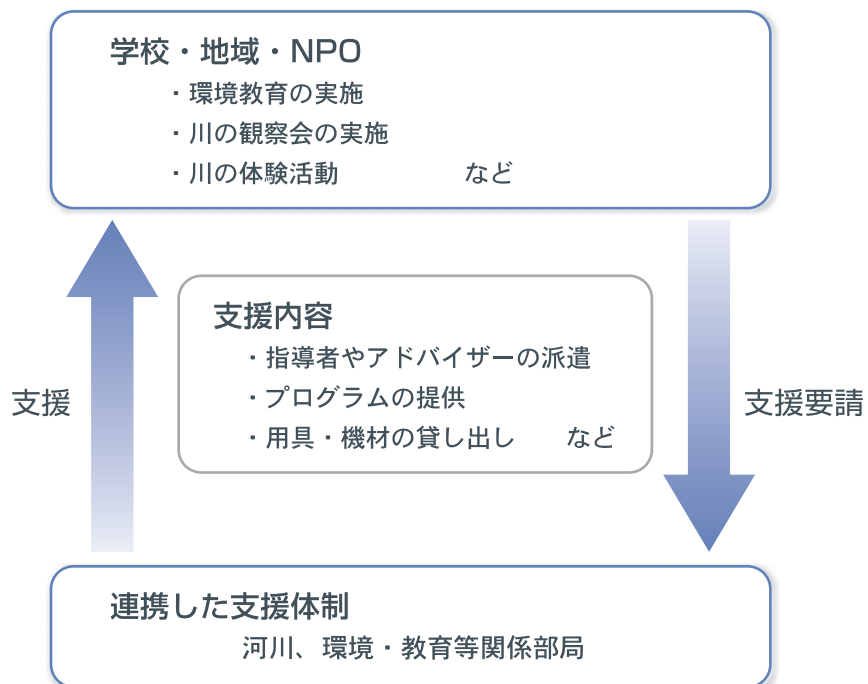
## ②視点場の整備

橋の上からの川の眺め(川の軸線)が印象的な場合は、橋の上が視点場となるような検討が必要となります。川を眺める場所となる視点場を河川に面した道路や橋など河川の外に設けることを関係部局と連携して検討します。

## ③環境教育の推進

子どもたちが川に親しむ機会をつくるためには、学校や地域、市民団体と札幌市が連携して川での環境教育などの実施を推進することが必要です。このため、環境や教育などの関係部局が連携してアドバイザーの派遣やプログラムの提供などの支援を行うことを検討します。

### ■環境教育の推進のための支援体制イメージ



#### ④水とみどりの風景づくりの連携

川の風景づくりを進めるために、関係部局・機関と調整しながら川の周辺の樹木や樹林地の保全と創出を行うことを検討します。

##### ●河畔にある樹林地の保全

上流域の川に見られるような斜面地などの樹林は、まとまったみどりとして市民の目に映りやすく、関心も比較的高いものとなっています。

このような樹林地は、必ずしも河川敷地となっているわけではなく、他の公共用地や民有地となっている場所もあります。

川の風景づくりを進めるために、このような樹林地も含めて保全を行うことができるように、関係部局・機関と連携して検討します。



##### ●住民との協働による河畔林形成の検討

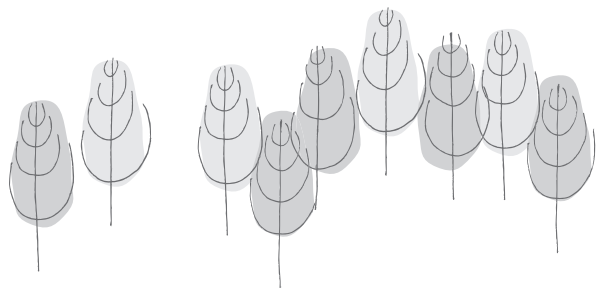
札幌市の河川では、河川敷地に余裕がなく自然環境にとって重要な河畔林などの生育空間が確保できない場合もあります。

このような河川においては、住民の理解と協力により、民有地に樹木を植栽してもらい、河畔林のある川づくりを行うことも手法の一つとして考えられます。

このため、関係部局と連携しながら川沿いの植栽について住民への働きかけを検討します。



■河畔の斜面地の樹林と保全区域  
精進川(豊平区/北海道管理区間)では、樹林地の保全のために保全区域を設けている



## ⑤景観ルールによる川の風景づくり

都市部の住宅地などを流れる川において、川と周辺住宅地が調和した美しい環境づくりを進めるためには、住民自らが積極的に建物の高さやデザイン、色彩などのルールづくりにより、いろいろな制度を活用して取り組むことも有効な手法のひとつです。

都市計画や景観といった関係部局と連携し、このような手法を用いた川の風景づくりに協力します。

### 【手法例】

川沿いの美しい景観づくりを進める手法として、景観法や都市計画法などを活用した景観ルールを地域で定めることが考えられます。

#### ●川を軸とした景観計画重点区域の指定

景観上特に重要な区域を景観法に基づく景観計画重点区域に指定する制度で、景観に関するルールを定めたり、届出を必要とするなど、重点的に地区の特性を活かした(川を軸とした)良好な景観形成を進めることができます。

#### ●景観重要公共施設の指定

川を景観法に基づく景観重要公共施設に位置付けることにより、景観上必要な事柄についてルールを定め、川と周辺が一体となった良好な景観をつくることができます。

#### ●川を軸とした地区計画

地区計画など都市計画法などに基づく手法を活用して、建物の高さや意匠などの統一を図ることが考えられます。これは、土地利用に制限を設けることにつながりますので、土地所有者のみなさんの合意が必要となりますが、一方で、川を軸としたまちづくりを進めることが可能になります。

### 参考～川幅と周辺の建物と景観

川を軸とした風景を考えるときには、D/Hを把握することが必要である。一般的にD/Hが3より大きいと開放的な視界とされており、川沿いの建物の高さを制限する場合などは、D/H=2~3をひとつの目安にすることが望ましい。

D：河川用地及び道路等の幅員（建物から建物の横断距離）

H：建築物等の構造物の高さ

$$H = \{ (H1 + H2) + (H3 + H4) \} / 2$$

D/H < 1.5 谷間のような印象を受ける

2.0 < D/H < 3.5 適度なバランス感がある

4.0 < D/H 広がり感が卓越し開放的な印象



出典：「街路の景観設計」著者：土木学会（第1版1985年）